大船渡市空き家改修工事補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、大船渡市空き家改修工事補助金要綱(以下、「要綱」という。)に基づく 補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公益性の高い事業 別表に掲げる活動であること。
 - (2) 耐震診断 「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法(一般財団法人 日本 建築防災協会及び国土交通大臣指定耐震改修支援センター編集)に掲げる方法により木 造住宅の耐震性能を評価すること。

(補助対象となる改修工事)

- 第3 補助の対象となる改修工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 空き家を利活用するために必要となる住宅本体の工事であること。ただし、次に 掲げる工事については対象工事としない。
 - ア 補助対象空き家に附属する別棟の車庫、物置等の工事
 - イ 補助対象者が直接行う工事
 - ウ ガスコンロ、照明等の住宅設備機器類の購入、設置する工事
 - エ カーテン、家具、調度品等の購入、設置する工事
 - オ 電話、インターネット、CATV 等の配線工事
 - カ 浄化槽設置、下水道接続工事(建物内の配管を除く)
 - キ 外構工事
 - ク 太陽光発電システム等の設置工事
 - ケ 建物の解体、除却のみを行う工事
 - (2) 空き家と同じ棟となる増築工事。ただし、増築面積が 10 m²以上は建築確認申請を 提出し、工事完了後には検査済証を取得すること。

(事業計画書)

- 第4 要綱第7の規定による事業計画書は、以下に揚げるものとする。
 - (1) 事業計画書(要領様式第1)
 - (2) 収支予算書
 - (3) 平面図

(申請等の委任)

第5 補助を受けようとする者及び補助金の交付決定を受けた者(以下、「申請者等」という。) は、要綱第7、要綱第9、第10並びに第12に規定する申請等の手続きを委任することが できる。この場合、申請者等は必要書類に委任状を添えなければならない。

附 則(令和3年4月1日都市整備部長決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日都市整備部長決裁)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和6年3月29日都市整備部長決裁) この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2関係)

事業名	活動内容(例)
地域交流事業	地域活動、地域交流につながる活動をする
福祉事業	高齢者福祉、障がい者福祉に係るもの
子育て支援事業	児童等の居場所を提供する活動など
教育関連事業	生涯学習、文化教育に係るもの
観光商業事業	観光推進に係るもの
その他	市長が認めるもの